

役員・評議員の費用弁償及び報酬に関する規定

(目的)

第1条

この規定はひかり福社会役員・評議員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定める事を目的とする。

(費用弁償)

第2条

当福社会の役員・評議員がその職務の為出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の支給方法は、松田保育園旅費規定に準じ園長級相当とする。

(報酬)

第3条

役員・評議員が理事長の招集に応じ、理事会・評議員会に出席した時は、1日に付き5,000円を支給する。

2 監事が監事監査の為出席した時は、1日につき5,000円を支給する。

附 則

この規定は平成29年4月1日から施行する。